



平成27年3月24日
海上保安庁

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令の一部を改正する政令について

海上保安官の職務遂行に協力援助した者等に対して給付する災害給付金額が変更になります。

1. 背景

海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律（昭和28年法律第33号）に基づき、海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律施行令（昭和28年政令第62号。以下「施行令」という。）において、海上保安官の職務遂行に協力援助した者に対して給付すべき災害給付の金額等が定められている。

金額については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の給与や国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号。以下「補償法」という。）の補償を踏まえて定められている。

2. 改正の内容

(1) 第3条第1項関係（給付基礎額関係）

平成27年4月1日から給与法に定められている公安職俸給表の俸給月額が引下げられる予定であることから、施行令における給付基礎額を引下げることにする。

8,800円（現行） 8,700円

(2) 第4条の2第2項関係（介護給付関係）

平成27年4月1日から補償法に基づいて定められている介護補償の月額が引上げられる予定であることから、施行令における介護給付の金額を引上げることにする。

常時介護を要する場合

ア 実費補填の限度額	：	104,290円（現行）	104,570円
イ 親族介護の場合の定額	：	56,600円（現行）	56,790円

随時介護を要する場合

ア 実費補填の限度額	：	52,150円（現行）	52,290円
イ 親族介護の場合の定額	：	28,300円（現行）	28,400円

3. スケジュール

閣	議	：平成27年3月24日（火）
公	布	：平成27年3月27日（金）
施	行	：平成27年4月1日（水）